

保育士等の研修について

1. 従事者の資質の向上および専門性の確保

[三重県子ども・子育て支援事業支援計画]

- ・幼稚園教諭、保育士、保育教諭等は、被虐待児童、外国籍児童、障がい児、養育困難家庭の子どもや、その保護者への支援など、以前にも増して資質の向上、専門性の確保が求められており、研修の充実が重要となっています。
- ・研修の実施にあたっては、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が、乳幼児期、学童期の特性や重要性を正しく理解し、子どもの自己肯定感を高め、社会性等を育むことができるよう、三重県子ども条例の基本理念等をふまえたものとしていきます。
- ・幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が資質の向上、それぞれに必要な専門性の確保に取り組むことができるよう、県教育委員会とも連携しながら、子どもたちを取り巻く現状、現場のニーズに沿った研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、これまで実施が少なかった幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実させていきます。

2. 三重県の研修現状

[幼稚園教諭]

- ・公立の幼稚園教諭は、教育公務員特例法に基づき、県教育委員会（総合教育センター）が初任者研修や10年経験者研修を実施。私立の幼稚園教諭は公立に準じて研修を実施。（公立の研修に一部参加）
初任者研修(園外研修10回のうち4回が公私合同、私立幼稚園協会実施4回)

[認定こども園]

- ・認定こども園の保育教諭（3～5歳児担当）は、幼稚園教諭と同様に、県教委および団体の初任者研修を受けることができる。3歳未満児を担当する保育教諭は、保育士扱いとなり、県教委主催の初任者研修の対象とはならない。

[保育所]

- ・保育士は、社会福祉施設職員研修（県社会福祉協議会に県地域福祉課が委託）、人権保育専門講座（三重県人権教育研究協議会に県子育て支援課が委託）、市町主催の研修、私立保育園連盟、県保育士協会、日本保育協会が実施する研修など、さまざまな研修の対象となるが、研修の体系化がなされておらず、受講義務を課されていないことから、受講状況には偏りがあると考えられる。

議論のポイント

研修の実施体制の充実や幼稚園教諭と保育士の合同研修の充実等、計画の実現に向けてご意見をいただきたい。

